

いきいきクラブ事業実施要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、富山市内に居住するひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者に対し、地域の給食ボランティアが、公民館等において食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消と栄養改善を行い、家庭的雰囲気と地域社会との交流を深め、もって高齢者福祉の増進を図るために行ういきいきクラブ事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この事業は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が地域の給食ボランティアの協力を得て実施するものとする。

(利用対象)

第 3 条 事業の利用対象は、富山市内に居住するひとり暮らし高齢者等で、次の各号に該当し、富山市社会福祉協議会長（以下「協議会長」という。）が必要と認めた者とする。

- (1) おおむね 65 歳以上で、現に在宅でひとり暮らしをしている者等
- (2) 自ら食事を調理することが困難な者、及び食生活の改善を要する者等
- (3) その他、協議会長が特に必要と認めた者

(事業内容)

第 4 条 この事業は、各校下の給食ボランティア等が公民館等の適切な施設で調理した食事を、概ね月 2 回、ひとり暮らし高齢者等を一定の場所に招いて食事を提供する会食に対し活動費を交付する。但し、やむを得ない場合は給食ボランティア等が調理した食事を配食することも認めるが、食事の提供を地域のボランティア以外の者に委託した場合は対象外とする。

(利用申請)

第 5 条 この事業を利用しようとする者は、いきいきクラブ利用申請書（様式第 1 号）を協議会長に提出しなければならない。

(決 定)

第 6 条 協議会長は、前条の規定によりいきいきクラブ利用申請書が提出されたときは、その必要性を検討したうえで、利用の適否を決定し、その旨をいきいきクラブ利用（決定・却下）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(異動の届出)

第7条 入院又は転出その他の事由により異動が生じた利用者は、その旨を速やかに協議会長に届け出なければならない。

(活動費の交付)

第8条 協議会長は、事業を実施する給食ボランティア等に対し、予算の範囲内において給食材料費を交付するものとする。

(その他)

第9条 事業の運営にあたっては、保健所等関係機関との連携に努め、食品衛生に留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、協議会長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。